

京都市訓令甲第33号

庁 中 一 般  
区 役 所  
市 立 大 学  
事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表環境局の款適正処理施設部の項に次の1目を加える。

魚アラ リサイ クルセ ンター	全 員	一般職員に同じ	一般職員 に同じ	日曜日, 4週間を 通じて4 日並びに 1月1日 から同月 3日まで 及び12 月29日 から同月 31日ま で
--------------------------	-----	---------	-------------	---

別表保健福祉局の款保健福祉部の項醍醐和光寮の目中「次長」を削る。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)